令和３年第６回 伊仙町農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和３年６月１７日（木）午前９：００～

２．開催場所　中央公民館ホール

３．出席委員（１３人）

会　長　　１番　宮永　誠
副会長　　２番　義山　太志
　　３番　福山　宣太
　　４番　田中　秀樹
　　５番　稲村　英治
　　６番　藤島　正廣
　　７番
　　８番　富本　太地
　　９番　樺山　哲博
　　１０番　實　穣二
　　１１番　基山　美奈子
　　１２番　森　三江子
　　１３番　重原　明美
　　１４番　政岡　廣子

推進委員（６名）

　　１番　琉　将士
　　２番　幸山　真悟
　　３番　徳　範文
　　４番　實村　秀樹
　　５番　徳山　実
　　６番　重　翔太

４．欠席委員　７番　平山　純一郎
　　欠席推進委員

５．議事日程

第１　農地法第３条許可申請について（１２件）
第２　現況証明願いについて（２件）

第３　農業経営基盤強化促進事業について（２件）
第４　農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業)について（１件）
第５　農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（２件）

６．農業委員会事務局員
事務局長　　豊島　克仁
主事補　　酒勺　英樹

会議の概要

事務局　　おはようございます。定刻になりましたので只今から令和３年第６回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会　長　　皆さん、おはようございます。梅雨の中、なかなかざっと雨も降ったり降らなかったり、もうそろそろ梅雨明けも間近かなと思っていますが、また畑の管理等忙しく段々なってきますがお互いに気を付けて頑張っていきたいと思います。また、本日は総会終了後、農地パトロールということでぜひ皆さんご協力お願いいたします。時間も来ていますので、さっそく、始めさせていただきます。

事務局　　宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員１４名中１３名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員６名中６名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議　長　　それでは、これより議事に入ります。まず、日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
伊仙町農業委員会会議規則第１４条第２項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議　長　　それでは、議事録署名委員は、８番委員と６番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名します。

以上で日程第１を終わります。

それでは、日程第２、議案第１号「農地法第３条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の農地法第３条許可申請は、１議案１２件です。

議案第１号について、受付番号２９号から受付番号４０号所有権移転に関する件と賃貸借権に関する件です。受付番号３８号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字喜念の畑で面積は 9,159 ㎡となっています。申請事由は経営拡張です。

次に受付番号２９号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人も面縄在住です。申請農地は大字古里の畑で面積は 1,770 ㎡となっています。こちらに関しては、畑総の工事中で字と地番と面積については、登記簿上の表示になっています。畑総後は、字と面積が変わることになっています。申請事由は、贈与です。

次に受付番号３３号については、譲受人は検福在住で、譲渡人は伊仙在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は 1,364 ㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号３６号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は 5,539 ㎡となっています。申請事由といたしましては、許可後１０年間の賃貸借です。

次に受付番号３０号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 1,401 ㎡となっています。申請事由は、経営拡張です。

次に受付番号３７号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 2,869 ㎡となっています。申請事由は、贈与です。

次に受付番号３２号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 6,410 ㎡となっています。申請事由は、経営拡張です。

次に受付番号３５号については、譲受人は木之香在住で、譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字木之香の畑で面積は 3,388 ㎡となっています。申請事由は、経営拡張です。

次に受付番号３４号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は 2,149 ㎡となっています。申請

事由は、経営拡張です。

次に受付番号３１号については、譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字崎原の畑と大字小島の畑で面積は 19,291 ㎡となっています。申請事由は、贈与です。

次に受付番号３９号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も崎原在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は 4,361 ㎡となっています。申請事由は、贈与です。

次に受付番号４０号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も崎原在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は 2,471 ㎡となっています。申請事由は、贈与です。

受付番号２９号から４０号は、別添の調査書のあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全て満たしていると考えます。以上で受付番号２９号から４０号までの議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは只今の説明に関連して、受付番号３８号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２　番　　農地法第３条許可申請３８号について、説明いたします。先日、１４番委員と調査した結果、何の問題も無いと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。現況といたしましては、堆肥を散布されてローズを植える予定になっておりました。

１４番　　農地法第３条許可申請３８号につきましては、只今、２番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、これより受付番号３８号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号３８号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３８号は、原案のとおり決定しました。

受付番号２９号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

８　番　　農地法第３条許可申請２９号について、ご説明いたします。先日１２番委員、１番推進委員と調査した結果、何の問題も無いので皆様のご審議よろしくお願いします。現況といたしましては、畑が２箇所あって、畑総整備されていて、１箇所が４反ぐらいあって、あともう１か所も４反ぐらいあって、畑総整備が終わってくるみたいです。

１２番　　農地法第３条許可申請２９号については、只今、８番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況としましては、全てサトウキビになっています。

議　長　　はい。それでは、受付番号２９号について、質疑に入りますが、ご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決します。受付番号２９号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、２９号につきましては、原案のとおり決定しました。
続きまして受付番号３３号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６　番　　３３号について、ご説明をいたしたいと思います。先般、担当委員と一緒にですね。調査しました。何の問題も無いと思います。現況は、サトウキビが植えられてあります。以上です。

１２番　　３３号につきまして、只今、６番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは受付番号３３号について、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決します。受付番号３３号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３３号は、原案のとおり決定しました。
　受付番号３６号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６　番　　３６号について、説明をいたします。７番委員の方が休みですので私の方から説明します。先般ですね。７番委員と４番推進委員と調査しました。現況はですね。雑草が生えています。今回ですね。そこを整地して耕してですね。牧草を植える予定をしているみたいです。皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議　長　　それでは受付番号３６号について、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号３６号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３６号は、決定しました。
　受付番号３０号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

９　番　　３０号について、説明いたします。先日、７番委員と４番推進委員と調査した結果、第３条各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況としましては、サトウキビが植え付けてありました。以上です。

議　長　　それでは、受付番号３０号について、質疑に入りますが、ご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号３０号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３０号については、決定しました。
　続きまして、受付番号３７号、３２号について、一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

４　番　　３７号、３２号を説明いたします。３番委員と３番推進委員と調査した結果、何の問題もありません。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。３７号はローズが植えられてあり、３２号もローズです。以上です

３　番　　３７号、３２号につきましては、只今、４番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは３７号、３２号について、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号３７号、３２号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３２号、３７号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号３５号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

１３番　　３条許可申請３５号について、ご説明いたします。先日、５番委員と６番推進委員と共に調査しました。第３条各号に抵触しませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況は牧草が植えられていて、ジャガイモを予定されているとのことでした。よろしくお願いします。

５　番　　３５号につきましては、只今、１３番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、これより受付番号３５号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決します。受付番号３５号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３５号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号３４号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

１０番　　農地法第３条許可申請３４号について説明いたします。１１番委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。現況としては、キビが植えてありました。よろしくお願いします。

１１番　　３４号については、只今、１０番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは３４号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決します。３４号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３４号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号３１号、３９号、４０号を一括して担当委員より現地調査の結果

並びに補足説明をお願いします。

１１番　　農地法第３条許可申請３１号、３９号、４０号一括してご説明いたします。先日、１０番委員、５番推進委員と調査した結果、何の問題無いと思われます。現況といたしましては、３１号の方ですが、２２３－２の方がローズ、２２７－１がキビ、２４１が草、２６７－１から２６８－１までがローズとなっています。小島の方の４４３－２、４６７はキビとバレイショになっています。３９号ですが牧草です。４０号も牧草となっています。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

１０番　　只今、１１番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくお願いします。

議　長　　それでは受付番号３１号、３９号、４０号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号３１号、３９号、４０号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３１号、３９号、４０号については、原案のとおり決定しました。

以上で日程第２議案第１号農地法第３条許可申請については終了します。

６　番　　すいません。

議　長　　はい。どうぞ。

６　番　　３６号を説明したわけですが、借り人、貸し人。これ３条と経営基盤。普通だったら、経営基盤になるんだけども、これは、申請の違いでこうなるのかな。

事務局　　３条申請の方に、申請書の内容で所有権移転と賃借権と使用貸借権とその他の使用収益権と４つあってですね。その中で３条の賃借権の設定という形で上がっ

ていたので、３条で上がってます。

議　長　　因みにですけど、徳之島町は、殆ど３条で賃貸借しているようです。殆どしているということでした。よろしいですか。
　続きまして、日程第３議案第２号現況証明願いについてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の現況証明願いについては、１議案２件です。受付番号５号から６号については、お手元の資料のとおりで、受付番号６号が畑から雑種地への変更。受付番号５号が宅地を畑へ、畑から原野への変更になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議(代)　　それでは、受付番号６号について、担当委員よりご説明をお願いいたします。

８　番　　現況証明願い第６号について、ご説明いたします。先日、８番委員と調査した結果、何の問題も無いので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。現況といたしましては、牛舎が建っていて申請をしているつもりでいたが違っていたということです。

２　番　　８番委員のご説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議(代)　　質疑を行います。何かご意見はございませんか。

【質疑・意見なし】

議(代)　　無いようですので、採決いたします。議案第２号受付番号６号について原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議(代)　　全員賛成のようですので、議案第２号受付番号第６号については申請書のとおり決定いたしました。これで現況証明願いを終わります。

議　長　　補足説明として、当時ですね。事業する前に農振除外をしてあったんですが、自分も勉強不足で忘れてあったんですが農振除外だけして地目が畑のままでおかしいので地目も雑種地に変更しないといけないということでこのようなことにし

ました。そう言うことです。

続きまして、受付番号５号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

１３番　現況証明願い第５号について、ご説明いたします。先日、６番委員と１番推進委員と共に調査してきました。古里の板川、宅地の方なんですけども、前もって私の方が事務局へ連絡しなければいけなかったのですが、息子さん。この申請人は、分からない。お兄さんということで、代わりに島にいる弟さんが立会をしていただいたんですけど、この宅地の部分が面積的には問題無いと思うんですけど、番地が違うとおっしゃられてるんですけど、そこをちょっと確認をお願いしたいと思います。それと検福の畑は、現在ですね。木が立っていて原野に近い状態になっています。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。宅地の部分は耕運されてる状態でした。

６　番　５号についてはですね。只今、３番委員の説明があったとおりです。ご審議よろしくお願いしたいと思います。

事務局　宅地の部分に関しては、場所自体は合っているということですか。地番が違うということですか。

１３番　ここには申請人の実家が建ってたみたいで。そのお母さんが数年前にお父さんと別に近くに引っ越したんですよ。その実家を住む人がいないので、壊して畑にするということで今回申請を・・・

議　長　現在、まだ建っている状態。

１３番　現在、まだ建ってなかったです。壊して、耕運してる状態でした。

議　長　現況からして畑ですか。

１３番　畑ですね。前はお父さんが存命のときは、今回立ち会ってくれた息子さんが住んでおられたんですけど。お父さんが亡くなったということでお母さんがいる所に引っ越しをされて、ここが空いたので壊して畑にするということでした。

事務局　地番だけが違うんですか。

１３番　　そこに住んでいた人のあれなんですけど、ここには住んでたんだけど地番が違いますよということでした。

議　長　　番地が違う・・・他に番地は。

１３番　　番地が違う・・・まぁ、そこにもう２、３年前から住んでた方が言ってるので・・・まぁこの会までに私が報告すれば良かったんですけど。ちょっと、うっかりしていてすいません。

議　長　　それでは受付番号５号について、質疑を入りますが、古里の方、宅地から畑へ変更というのは、まず確定して、今回、保留ということで。地番を確定して来月でもするというこで、保留ということでしたいですが皆さんどうでしょうか。

【質疑・意見なし】

議　長　　それでは保留ということで採決しますがよろしいですか。
　はい。では全員賛成ということで宅地の方は保留。下の検福の方を採決いたします。それでは受付番号５号の只今言いました検福の方を原案のとおり決定すことに賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　全員賛成ですので、受付番号５号については原案のとおり決定いたします。
　これで日程第３議案第２号現況証明願いについてを終了します。
　次に日程第４議案第３号農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　説明の前に資料の訂正をお願いします。受付番号１１号の１７３８－２の面積の方なんですけど。７８３となっているんですが４，７８３の間違いです。訂正の方をお願いいたします。それでは説明に入りたいと思います。
　今月の農業経営基盤強化促進事業については、１議案２件です。受付番号１１号から受付番号１２号については、お手元の資料のとおりで、賃貸借になります。以上で受付番号１１号から１２号までの議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号１１号について、担当委員より説明並びに補足説明をお願いします。

６　番　　農業経営基盤強化促進事業の受付番号１１号について、説明をいたしたいと思

います。先般、８番委員、１番推進委員と一緒にですね。調査しました。１１号、1,927 ㎡の方はですね。現況はジャガイモを植える予定になっています。下の約5000 ㎡の方はキビが植えられてあります。問題は無いんじゃないかとおもいますので皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

８　番　　１１号については、６番委員の説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　長　　それでは受付番号１１号について、説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号１１号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、１１号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号１２号について、現地調査の結果並びに補足説明を担当委員よりお願いします。

１２番　　農業経営基盤促進事業第１２号について、ご説明いたします。先日、６番委員、１番推進委員と共に調査した結果、何の問題無いかと思われますので。この事案はですね。更新です。キビが終わってまた３年間新たに更新して契約するということです。何の問題も無いかと思いますので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

６　番　　１２号についてですね。只今、１２番委員の説明があったとおりです。よろしくお願いします。

１２番　　すいません。現況は草が植えられていて、耕運後ジャガイモが植えられる予定とのことでした。

議　長　　それでは受付番号１２号について説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号１２号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、１２号は、原案のとおり決定いたしました。
　日程第４議案第３号農業経営基盤強化促進事業についてを終了いたします。
　次に日程第５議案第４号農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）については、１議案１件です。受付番号３９号については、お手元の資料のとおりです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号３９号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

３　番　　３９号について、説明いたします。先日、４番委員、３番推進委員と共に調査した結果、資料のとおり何の問題もないと思われますので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況はジャガイモ後でジャガイモを植える予定だそうです。

４　番　　３番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくお願いします。

議　長　　受付番号３９号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号３９号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、３９号は、原案のとおり決定しました。

これで日程第５議案第４号農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）についてを終了いたします。

次に日程第６議案第５号農用地利用計画に係わる意見書の作成についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　今月の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については、１議案２件です。受付番号６号から受付番号７号については、お手元の資料のとおりで２件とも農家住宅を建設するためです。以上で受付番号６号から７号までの議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　それでは、受付番号６号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

１４番　農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、６号についてご説明いたします。先日、１番委員、２番推進委員と調査しました結果、申請書のとおりで何ら問題無いかと思われます。こちらの場所は、ほぼほぼ集落内に位置していまして、インフラ整備も整ってまして周りに畑総の所もありますが、この部分だけ畑総をしてなくて何ら問題無いかと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

１　番　受付番号６号については、只今、１４番委員の説明のとおりでございますので皆様方のご審議をよろしくお願いします。

周りは畑総していますが、畑総当時にですね。ここは家を造るんだということで畑総の事業からしっかりと除外してますので、境界もしっかりしてますし、１４番委員のご説明のとおり、インフラ整備等しっかりとされてますので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　それでは、受付番号６号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　無いようですので、採決いたします。受付番号６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号６号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

次に受付番号７号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

３　番　　７号について説明いたします。先日、９番委員、４番推進委員と調査した結果、場所は町道に面してまして、近くに民家もあるので問題も無いと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況は、牛の牧草が植えられています。

９　番　　７号につきましては、只今、３番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、受付番号７号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号７号については許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

これで日程第６議案第５号農用地利用計画に係る意見書の作成についてを終了いたします。

次に、その他ですが何かございませんか。

それでは、これで第６回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れ様でした。